

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証および資格確認書の一斉更新について～

■全ての被保険者の方に資格確認書を交付します

7月4日から、役場住民生活課生活環境係および問寒別出張所で、現在ご使用の保険証または資格確認書の更新手続きを行います。

現在ご使用の保険証または資格確認書の有効期限は、令和7年7月31日までです。8月1日以降は新しい資格確認書をご使用ください。

過去に「限度額適用・標準負担額認定証」や「限度額適用認定証」が交付されていた方は限度区分等が資格確認書に併記されています。

新しい資格確認書は黄緑色です

限度区分	自己負担割合	対象者
現役Ⅲ	現役並み所得者 3割	住民税の課税所得が690万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅱ		住民税の課税所得が380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅰ		住民税の課税所得が145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
一般Ⅱ	一定以上所得者 2割	以下の（１）と（２）両方の要件に該当する方 （１）同一世帯に住民税の課税所得28万円以上145万円未満の被保険者の方がいる。 （２）同一世帯内の被保険者全員の「年金収入＋年金以外の合計所得金額」の合計金額が ・被保険者が1人の場合 → 200万円以上 ・被保険者が2人以上の場合 → 320万円以上
一般Ⅰ	1割	住民税課税世帯で一般Ⅱに該当しない方
区Ⅱ		世帯全員が住民税非課税であり、区Ⅰに該当しない方
区Ⅰ		世帯全員が住民税非課税であり、以下のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円 ・老齢福祉年金を受給している方

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合（札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階） 電話：011-290-5601
住民生活課 生活環境係 電話：5-1112 告知端末機：5-8812